

介護保険負担限度額認定証更新のお知らせ

介護保険施設に入所（入院）または短期入所し介護サービスを受けるにあたり、負担限度額認定申請を行うことで、居住費（滞在費）と食費の負担額を、所得の状況に応じて減額します。

現在交付されている負担限度額認定証の有効期限は7月31日（金）までです。8月1日（土）以降も引き続き減額を受ける場合は、改めて申請が必要です。なお、8月から基準額が一部変更になります。

●対象 次のすべての要件を満たす方

- ・本人と世帯全員が住民税非課税である
- ・配偶者が住民税非課税である（世帯を分離している場合も含む）
- ・負担段階に応じた資産の合計金額が下記の基準額である

- ・生活保護受給者 / 老齢福祉年金受給者（第1段階）
預貯金額が単身 1,000 万円以下・夫婦 2,000 万円以下
- ・年金収入額と合計所得金額の合計金額が 82.65 万円以下（第2段階）
預貯金額が単身 650 万円以下・夫婦 1,650 万円以下
- ・年金収入額と合計所得金額の合計金額が 82.65 万円超 120 万円以下（第3段階①）
預貯金額が単身 550 万円以下・夫婦 1,550 万円以下
- ・年金収入額と合計所得金額の合計金額が 120 万円超（第3段階②）
預貯金額が単身 500 万円以下・夫婦 1,500 万円以下

負担限度額 (日額)	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円 530円	1,420円	1,360円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額となります。

※第3段階②の多床室は、介護老人福祉施設（短期入所生活介護も含む）と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設および「II型」の介護医療院（いずれも8㎡/人以上に限る。短期入所療養介護も含む）を利用した場合は530円になります。それ以外の施設は430円です。

●申し込み 申請書と添付書類を高齢福祉課へ提出または郵送してください。

●申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書（申請書裏面）
- ・印鑑
- ・預貯金（普通・定期）の通帳、有価証券等のコピー
 - ①銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページ
 - ②提出日からさかのぼって2カ月分の記載ページ

※必ず記帳してからコピーしてください。

※本人と配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少に関わらず、コピーが必要です。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

介護保険サービス利用の皆さまへ

7月中に新しい介護保険負担割合証（水色）を送付します。要介護（要支援）認定者、介護予防・日常生活支援総合事業に該当される方は必ず内容をご確認ください。

年額保険料	区分
20,520円	第1段階
34,920円	第2段階
49,320円	第3段階
64,800円	第4段階
72,000円	第5段階 (基準額)
86,400円	第6段階
93,600円	第7段階
108,000円	第8段階
122,400円	第9段階
136,800円	第10段階
151,200円	第11段階
165,600円	第12段階
172,800円	第13段階



65歳以上の方へ

介護保険料の納付をお忘れなく！

あなたの介護保険料は？
保険料は住民税の課税状況や所得金額によって13段階に分かれます。次のフローチャートで確認してください。

特例措置があります

7年度の税制改正による給与所得控除の最低額が引き上げられ、介護保険料の段階が変わる65歳以上の方は、8年度の介護保険料に限り、合計所得額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り住民税課税とみなす場合があります。

納める方法は？

■特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額から天引きされます（老齢福祉年金、恩給は対象になりません）。ただし、次のような場合は、特別徴収に切り替わるまで一時的に普通徴収（納付書などで納める方法）で納めます。

- 年度の途中で65歳（第1号被保険者）になったとき
- 年度の途中で他市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで所得段階の区分が変更

なくなったとき

■年度の途中で年金の受給が始まったとき
※なお、年金を担保に貸し付けを利用されている方は、普通徴収となります。

■普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。□座振替にすると、納める手間がかからず、納め忘れもなくなります。希望する方は、金融機関で手続きをしてください。また、納期限前であれば、コンビニ納付、スマホ決済もできます。

■減免はあるの？

平成23年3月11日時点で帰還困難区域・旧避難指示区域等に住所を有していた第1号被保険者を対象に、令和4年度まで介護保険料および介護サービス利用者負担を全額減免していましたが、令和5年度から順次見直しを実施され、田村市内の該当地域（平成26年までに解除された地域）に住所を有していた方の介護保険料の減免措置は令和6年度から終了となり、介護サービス利用者負担の減免措置は令和7年度から終了となりました。

介護保険料を納めないといけません！

○1年以上滞納
通常1割（一定の所得がある方は2割または3割）が自己負担となる介護サービス利用時の費用を、いったん10割全額自己負担することになります。申請により認められた場合は、保険給付分である費用の9割（一定の所得がある方は8割または7割）が払い戻されます。

○1年6カ月以上滞納
右記に加え、申請しても保険給付分の一部または全額が一時的に差し止めとなります。

○2年以上滞納
介護サービス利用時の自己負担が3割（一定の所得がある方は4割）に引き上げられます。また、介護保険高額介護サービス費（1カ月の自己負担額が一定を超えた場合に申請により支払われる費用）が受けられなくなります。介護サービスを不安なく受けるために、介護保険料を忘れずに納めましょう。

●お問い合わせ

保健福祉部 高齢福祉課
☎82-1115